

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針(案)

**文化庁 文化財部
農林水産省 農村振興局
国土交通省 都市・地域整備局**

我が国においては、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、祭礼行事を始めとした地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情のある極めて良好な市街地の環境が形成されていることが多い。

しかしながら、民間団体や個人所有の歴史的な建造物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく保護（保存及び活用）がなされているものを除き、滅失が進んでいる状況にあり、結果として当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。

このような状況を踏まえ、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）が施行されたところである。

本方針は、法第4条第1項に基づき策定するものであり、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的事項を定めたものであるとともに、市町村が法第5条第1項に規定する「歴史的風致維持向上計画」（以下「計画」という。）を作成する際の指針となるほか、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）による当該計画の認定の際の基準となるものである。

第1章 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項

歴史的風致の維持及び向上が図られている地域においては、歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家や武家屋敷等の建築物、街道や水路等の土木施設等が、住民等によって保存されてきた産業、祭り、行事等の伝統的な活動と一体となり、さらには、緑地等の良好な自然的環境を背景として、歴史的な風情、情緒、たたずまいを醸し出している。こうした歴史上価値の高い建造物は文化財（文化財保護法第2条第1項）であることが多く、その周辺の歴史的な建造物や地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動もまた、文化財に該当することが多い。さらに、市街地は住民等が生活や生業を営み、ライフスタイルに応じた住まい方を実現する舞台であるため、伝統的な産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、造園等に関する伝統的な技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化や産業を創造する発想の源として、また当該地域を訪れる人々が地域の歴史や伝統を体感し、参加する場として大きな価値を持つ。

また、このような歴史的風致は、我が国や地域の歴史、文化、伝統を観光旅行者に伝えるための重要な観光資源でもあり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、各地域のアイデンティティの確立や、我が国の誇る固有の伝統文化を後世に保存・継承するに当たり重要な意味を持つ。

しかしながら、地域によっては、市街地において歴史的な建造物が失われて空地になったり、歴史的なまちなみとは不釣り合いなマンション等が建築されたりすることや、高齢化等により地域の祭礼行事が維持できなくなるなど、歴史的風致が失われている例も多く見られており、このような状況が放置されることによって、我が国が世界に誇る固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、我が国や地域にとって取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。

そのため、文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携の下、国及び地方公共団体は、文化財の保存及び活用、都市計画の決定、景観計画の策定、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施その他の措置を講ずることにより、総合的・一体的な計画に基づき地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、地域の歴史的風致の維持及び向上を図ることが重要である。

第2章 重点区域の設定に関する基本的事項

市町村が計画を作成するに当たり、重点区域は必ず設定する必要がある（法第5条第2項第2号）。

この重点区域とは、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進するためのものであり、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域である必要がある（法第2条第2項）。

① 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地

ロ 文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地

② 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

また、歴史的風致を形成する要素は、

① 核となる歴史上価値の高い建造物

② ①と一体をなす周辺の市街地

③ 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

の3つがある（法第1条）ことから、重点区域としては、

- ・核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区が存在し、
- ・その周辺に一体となって歴史的風致を形成する建造物や、地形、植生、水系

等の特定の場所性を感じさせる風致が形成され、一定の広がりを持つ区域であって、

・住民等の生活や生業のよりどころとなっている伝統的な工芸品、酒造等の産業、年中行事や祭り等の風俗慣習といった時代を超えて伝承されてきた、無形の伝統的要素が関連性を持ちつつ、当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な環境を具現している区域
がなりうるものである。

さらに、

- ①土地利用の状況、歴史的な建造物の状況等から現に歴史的風致が損なわれつつある等の課題が生じている若しくは生じるおそれがあること
- ②市町村の総合計画やまちづくりの方針等により、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種取組が、当該区域のみならず市町村全体や、その周辺の地域の伝統や文化の継承、活性化につながるものと認められること

を踏まえ、重点区域を適切に設定することが求められる。

各市町村においては、計画の中で、歴史的風致の状況や課題を踏まえ、その維持及び向上を図る観点から、重点区域の設定に関する基本的な考え方や方針をわかりやすく明示することが重要である。

重点区域の規模については、核となる文化財の状況等により様々であると考えられるが、重点区域の設定に当たっては、維持及び向上すべき歴史的風致の状況を踏まえつつ、必要な都市計画の決定や景観計画の策定、歴史的風致形成建造物の指定等歴史的風致の維持及び向上に関する各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な、相当程度の広がりをもつ範囲となるように定めなければならない。

第3章 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項

文化財は、我が国の歴史や文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、貴重な国民的財産である（文化財保護法第3条、第4条第2項）。このため、文化財は適切に保存及び活用されなければならない。

歴史的風致は、第1章で述べたように、核となる歴史上価値の高い建造物が文化財であることが多く、その周辺の歴史的な建造物や地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動もまた、文化財に該当することが多いと考えられる。特に重点区域は、その要件上、核として重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区が必要であり、このほかにも、当該重点区域内には、有形、無形の様々な文化財が存在することが想定される。

こうしたことから、文化財保護法に基づき文化財の保存及び活用を適切に行うことにより、地域における歴史的風致の維持及び向上も図られることとなる。

計画に「文化財の保存又は活用に関する事項」（法第5条第2項第3号イ）

をはじめ文化財に関連する事項を記載する場合には、文化財保護法にのっとりたものとする必要がある。

また、歴史的風致は文化財と関連が深いため、その維持及び向上を検討するに当たっては、地域に存在する文化財を調査等により的確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましい。そうした調査や構想の策定を通じて、地域の歴史的風致が把握され、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための効果的な取組が行われることとなる。このため、市町村が計画を作成するに当たっては、上記の基本的な構想を踏まえたものとするよう努める必要がある。

次に、歴史的風致の維持及び向上を適切かつ効果的に実施していくため、文化財保護行政とまちづくり行政が緊密に連携していく必要がある。各市町村においては、文化財保護行政を担う教育委員会とまちづくり行政を担う関係部局が連携協力し、総合的に歴史的風致の維持及び向上を図っていかねばならない。法第5条第8項に基づき主務大臣の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）の実施に当たって、同項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の長と教育委員会が緊密な連携を図りながら協力しなければならないことについては法第10条第4項に規定があるが、こうしたことは計画の作成段階においても望まれる。また、市町村における文化財保護行政の体制の充実も望まれるところである。

加えて、法第10条第1項には都道府県の認定市町村に対する助言が規定されているが、計画の作成段階においても、市町村から都道府県教育委員会への情報提供や都道府県教育委員会からの助言等が期待される場所である。

なお、計画においては、文化財や重点区域に含まれる歴史的な建造物等を維持するために、火災や風水害といった災害から守るという視点も必要となる。

第4章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等である（法第3条）。

具体的には、法第2条第1項に定められた公共施設である道路、駐車場、公園及び水路のほか、政令に定められた公共施設である下水道、緑地、河川、運河、広場及び海岸並びに防水又は防砂の施設、さらには、交流施設、体験学習施設、集会施設等の公用施設、旧宅などの歴史的な建造物を復原した施設、看板、案内板といった案内施設などであって、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであり、道路、河川その他の土木施設等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなども幅広く含まれる。

市町村は、歴史的風致の維持及び向上に必要な場合には、歴史的風致維持向上施設の維持又は管理に関する事項を計画に記載する必要がある（法第5条第2項第3号ロ）。計画に記載する事項としては、具体的には、例えば以下のようなものが想定される。

- ・電線共同溝などの整備により無電柱化を推進すべき道路
- ・城址公園として管理されている都市公園、石積み水路等歴史的な価値がある農業用排水施設など歴史的風致そのものを形成するような施設
- ・歴史的資産を解説する案内板
- ・地域の文化財を展示し歴史的風致を維持及び向上させるための活動の場となる博物館
- ・重点区域内への自動車流入を抑制するための駐車場など歴史的風致を阻害する要因を除去する施設

また、市町村が歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項を計画に記載しようとするときは、あらかじめ、当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者と協議し、その同意を得なければならないものとされている（法第5条第4項）。これは、歴史的風致の維持及び向上を図るに当たりこれら施設の整備及び管理が重要な役割を果たすことにかんがみ、計画の実効性を高める必要があるためである。

このため、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理については、その整備効果や、効率的、効果的な整備及び管理の実施方法について、関係者間で十分に協議・考慮することが必要である。

さらに、歴史的風致そのものを形成する施設の設備及び管理を行う場合は、その整備及び管理の内容ができるだけ史実に即したものであることや、景観に配慮されたものであることが重要である。また、歴史的風致の維持及び向上に資する施設や、歴史的風致を阻害する要因を除去する施設を計画に位置づける場合は、その効果を具体的に検証できることが重要である。

第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項

歴史的風致を維持及び向上させるためには、文化財の保存及び活用、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に併せ、都市計画法、景観法、屋外広告物法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、都市緑地法等による良好な景観の形成に関する施策との連携を図り、総合的かつ一体的に施策を推進していくことが必要である。

市町村においては、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の観点から、必要な措置について計画に位置づけ着実に実施することが望ましい。このため、景観計画の策定による建築物等の形態意匠の制限等景観法に基づく規制措置や、高度地区等の都市計画の決定による建築物の高さの制限等都市計画法に基づく規制措置が既に行われていること、あるいは今後このような措置を行うことについて計画に位置づけることが重要である。

景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項、景観重要構造物及び景観重要樹木の指定の方針、景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項等を定める計画であり、法第3条に基づき、地方公共団体

においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければならないものとされている。

また、景観計画においては、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めることとされている。そのため、重点区域において、歴史的風致に影響を及ぼす建築行為等について、景観計画に基づく形態意匠、高さ等の必要な制限、開発行為に対する制限、条例で追加した木竹の伐採等の行為に対する制限、屋外広告物に関する制限等を定めることにより、例えば、文化財の周辺において、それと調和した意匠形態をもつ建築物の建築の誘導が可能となり、歴史的風致の維持及び向上に資する良好な景観の形成が図られるものと考えられる。

また、歴史的風致の維持及び向上を図るためには、併せて都市計画法に基づく措置を活用することにより、用途の制限、建築物の高さの制限、形態意匠の制限等を行うことが有効である。

具体的には、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、景観地区、風致地区、歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、伝統的建造物群保存地区及び歴史的風致維持向上地区計画等の手法を活用することにより、歴史上価値の高い建造物の周辺で、その歴史的風致の維持及び向上に影響を及ぼす建築物等の建築を制限することや、背景となる樹林地を保全することが考えられる。

第6章 歴史的風致維持向上計画の認定に関する基本的事項

1. 歴史的風致維持向上計画の認定基準

法第5条第8項各号に掲げる計画の認定に当たって、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

①歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。(第1号基準)

本基本方針に定められた事項に合致していることをもって判断する。

②当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものと認められること。(第2号基準)

「歴史的風致の維持及び向上に寄与するものである」か否かについては、

- a) 地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業が盛り込まれていること。
- b) それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断する。

③円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)

計画に記載された事業が計画期間内に円滑かつ確実に実施可能であるかどうかについて、事業の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと、実施スケジュールが明確であること等をもって判断する。

計画期間については、失われつつある歴史的風致について集中的にその維持及び向上を図ることを目的としていることから、概ね5～10年程度の期間を定めることが望ましい。なお、適用する特例措置により長期にわたる認定を希

望する場合であっても、文化財の調査の進展や、社会経済情勢の変化その他歴史的風致の状況等を踏まえ、計画は適時適切に見直すべきものである。

2. 歴史的風致維持向上計画の認定の手続

(1) 歴史的風致維持向上計画の認定申請

計画の認定申請は、市町村が行う。

計画の作成に当たり、法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。また、法第5条第5項に定めるとおり、文化財の保存又は活用に関する事項を記載しようとする場合は、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かななければならない。

また、計画を作成しようとするときには、法第5条第6項に定めるとおり、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、法第11条第1項の規定により歴史的風致維持向上協議会が組織され、又は文化財保護法第190条第1項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合には、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

(2) 歴史的風致維持向上計画の記載事項

計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項で定めるとおりである。

なお、歴史的風致については、各地域ごとに様々なものがあり、その維持及び向上を図る意義や目的も各地域によって異なるものと考えられることから、各市町村の計画において、「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針」を記載する際には、各地域における歴史的風致について明らかにするとともに、その維持及び向上の意義についても具体的に記載することが必要である。

また、認定の申請に際し、必要に応じて関連する資料を添付するものとする。

なお、歴史的風致維持向上計画の認定申請を行う市町村が、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）に基づき、観光圏整備計画を作成している場合、又は作成しようとする場合には、歴史的風致維持向上計画と観光圏整備計画との調和を図る等、十分に連携を図ることが望ましい。

(3) 関係行政機関の長との協議

主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、計画の認定に際し、法第5条第9項の規定により関係行政機関の長との協議を行うものとする。

(4) 歴史的風致維持向上計画の認定

主務大臣は、(3)の関係行政機関の長との協議を経て、法第5条第8項に基づき、計画の認定を行う。

主務大臣は、計画の認定をしたときは、遅滞なく、当該市町村に通知を行う。市町村は、本通知を受けた際には、遅滞なく、都道府県に対して当該通知を受けた旨を通知するとともに、認定計画を公表する。

主務大臣は、計画を認定しなかった場合においては、理由を付して当該市町村に通知する。なお、主務大臣は、認定計画について、計画の認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法第9条に基づき、その認定を取り消すことができる。

3. 認定と連携した支援措置等について

(1) 法に定める特別の措置

法第4章等に定められた特別の措置のうち、計画の認定を受けることのほかに要件を定めていないものについては、計画の認定を受けることにより活用することが可能となる。また、計画の認定を受けることのほかに要件を定めているものについては、認定を受けることに加え、その要件を満たすことにより活用することが可能となる。

a) 歴史的風致形成建造物

歴史的風致は、歴史上価値の高い建造物が存在するのみならず、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動や周辺の市街地とが一体となって存在していることにより、形成されうるものである。

そこで、認定計画の重点区域内において、認定計画の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定することとし、当該建造物の所有者等に管理義務（法第16条）及び増築等に関する届出義務（法第15条第1項）を課すものである。

b) 土地改良施設である農業用排水施設の管理の特例

都道府県は、歴史的風致支援法人に対し、認定計画に記載された都道府県営土地改良事業によって生じた農業用排水施設等の管理の全部又は一部を委託することができるようにするものである。

c) 農用地区域内における開発行為の許可の特例

農用地区域内に存する農業用排水施設が認定計画に位置づけられた場合において、当該農用地区域内での増改築等の開発行為については、当該農業用排水施設が形成している歴史的風致の維持・向上に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は許可されないこととするものである。

d) 文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施

認定計画を実施するに当たっては、重要文化財建造物等に係る現状変更の許可等、法第24条第1項各号に規定する文化庁長官の権限に属する事務を伴うことが想定される。その際、当該事務を認定市町村の教育委員会が行うことができれば、認定計画の一層円滑な実施に資することとなるため、文化庁長官は、当該事務の全部又は一部について、認定計画期間内に限り、法第5条第8項の

認定を受けた町村の教育委員会が行うとすることができることとしたものである。文化庁長官は、認定町村の教育委員会の同意を得て、当該認定町村の教育委員会が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を定めることとなる。

認定町村の教育委員会は、認定重点区域内において、史跡名勝天然記念物の管理のための事項（以下「管理事項」という。）を認定計画に記載した史跡名勝天然記念物の区域については、その区域における現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）について、許可及びその取消しをし、並びに現状変更等の停止を命ずること及び当該現状変更等の許可の申請があったときに、報告を求め、並びに立入調査及び調査のための必要な措置をさせること（以下「許可等の事務」という。）ができることとする。これを適用する史跡名勝天然記念物の区域、事務の内容及び当該事務を行う期間については、この管理事項を基に、文化庁長官が、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して定めることとなる。管理事項には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 七 認定町村の教育委員会が許可等の事務を行う期間
- 八 その他参考となるべき事項

また、認定計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

なお、市の教育委員会に関しては、文化財保護法第184条第1項が既に一般的に規定しており、市の教育委員会が行う具体的な事務の内容は、同法施行令第5条第1項から第4項までに規定されているところである。

さらに、認定市町村の長は、認定計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、法第24条第1項各号に規定する事務の全部又は一部を当該認定市町村の教育委員会が処理することとするよう要請できる（同条第5項）。なお、認定市町村の議会は、議決の前に、当該認定市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない（同条第6項）。

e)都市公園の管理の特例

重点区域内の都道府県の管理する公園において、城の復原に関する工事等歴史的風致の維持及び向上に寄与する都市公園の維持又は公園施設の工事等の公園管理について、認定市町村が一元的に行うことができるようにするものである。

f)路外駐車場についての都市公園の占用の特例

駐車場整備地区において認定計画に位置づけられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置づけるとともに、駐車場整備計画に都市公園の地下に設ける駐車

場の整備に関する事業計画の概要を定める場合に、あらかじめ公園管理者の同意を得ることを義務づけ、当該駐車場について都市公園の地下の占用許可の特例を認めることにより、駐車場の整備を促進し、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものである。

g)歴史的風致形成建造物等の管理の特例

認定市町村や歴史的風致維持向上支援法人が、歴史的風致形成建造物や、認定計画にその整備又は管理に関する事項が記載された歴史的風致維持向上施設である公共施設その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する一定の施設の所有者と契約を結ぶことにより、管理を代行できることとするものである。

h)市街化調整区域内における開発行為の許可の特例

認定計画に記載された市街化調整区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為等については、立地に係る開発行為等の基準に適合するものとみなすことにより、これらの開発行為等を行う場合に必要な手続を簡素化するものである。

i)都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の市町村長による実施

重点区域内の特別緑地保全地区における許可事務、損失補償、土地の買入れ等の行為制限に関する事務について、認定市町村の長が実施できることとするものである。

j)電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例

認定計画に無電柱化を行うことが必要として記載された道路について、必ずしも円滑な交通の確保を図るためでなくても、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要性が高い場合には、電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能となるものである。なお、道路の指定に当たっては、あらかじめ、都道府県公安委員会等関係機関の意見を聴く必要がある。

k)屋外広告物法の規定による条例の制定等に関する事務の市町村による実施

屋外広告物法に基づく条例制定等に関する事務について、歴史的風致の維持及び向上を図る観点から、認定市町村が実施することができるようにするものである。

(2)認定計画と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置の特例

国の支援措置のうち、計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援項目が拡大する、支援要件が緩和される等の措置を講ずるものについては、計画に当該支援措置を活用する取組を記載することが必要となる。なお、当該支援措置を活用するに当たっては、計画の認定を受けることに加え、各支援措置において定める要件等を満たすことが必要となる。

a)歴史的環境形成総合支援事業

歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取又は移設及び重点区域における周辺施設の整備や歴史的風致形成建造物等の活用に関するソフト事業について、

総合的に支援するものである。なお、当該事業の支援対象となる歴史的風致形成建造物については、認定計画に具体的に明示されていることが必要である。

b)都市公園事業

認定計画に基づき、公園施設として整備する古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象施設に追加し、支援するものである。

c)まちづくり交付金事業

まちづくり交付金においては、歴史・文化を活かしたまちづくりを積極的に支援してきたが、認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加するとともに、地域防災施設の設置に関する交付要件を緩和し、支援を強化するものである。

d)都市再生区画整理事業

認定計画に基づく土地区画整理事業を、都市再生区画整理事業における重点地区として支援するとともに、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加するものである。

e)都市交通システム整備事業

都市交通システム整備事業を実施する整備地区に、認定計画に基づく重点区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して、区域外で整備される施設を含む）を追加するものである。

f)景観形成総合支援事業

景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を対象区域とするものである。

g)まちづくり計画策定担い手支援事業

地権者組織等による地区計画等の都市計画の提案素案の作成を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を本事業の対象区域の一つとするものである。

h)街なみ環境整備事業

歴史的風致形成建造物並びに景観法に基づく景観重要建造物の保全活用及び公共施設の美装化等を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を対象区域とするものである。

②その他の支援措置

①に該当しない国の支援措置についても、歴史的風致の維持及び向上に資する取組である場合には、①と併せて総合的かつ一体的に推進することが重要である。このため、これらの支援措置を活用する取組についても計画に記載する場合は、必要な支援を行うよう努めるものとする。

a)地域用水環境整備事業

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施するものである。

b)農村振興総合整備事業

歴史的土壌改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために必要な整備を実施するものである。

c)田園整備事業

伝統的農業施設等の文化的・歴史的景観の保全を図るために必要な整備を実施するものである。

d)身近なまちづくり支援街路事業

歴史的環境を保全しつつ、面的、体系的な街路整備を実施するものである。

e)新世代下水道支援事業制度

雨水の利用、下水処理水の再生水としての利用のための処理施設、送水施設等の設置を行うものや、雨水渠等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、せせらぎ水路等の設置を行うもの等を支援する。

f)河川環境整備事業

良好な河川環境及びダム環境を保全・復元並びに創出することを目的に、河川とダムの連携を図りながら汚濁の著しい河川とダム貯水池の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場や地域と連携したまちづくり等と一体となった水辺整備の推進を図るための必要な整備を実施するものである。

g)観光圏整備事業補助制度

歴史的風致を活用した体験・学習プログラムといった観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業や、移動ルート周辺の景観改善といった観光旅客の移動の利便の増進に関する事業、案内標識の整備といった観光に関する情報提供の充実強化に関する事業等、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在促進に関する法律に基づき、認定観光圏整備事業者が実施する観光圏整備事業について支援する。

第7章 その他地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項

1. 歴史的風致維持向上協議会

歴史的風致は、地域に固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が行われていることや、町家等の地域の歴史的な建造物が適切に保存されるなど、市町村のみならず、都道府県や地域住民等多様な主体の積極的な関与があって初めて、確実にその維持及び向上が図られるものである。

そのため市町村は、歴史的風致の維持及び向上を図る際に、歴史的風致維持向上支援法人等、地域において歴史的風致の維持及び向上に取り組む主体が存在する場合には、これらの意見や意向を積極的に取り入れつつ、各種の施策を進めることが望ましい。

そこで市町村は、計画の作成等に関する協議やその実施に係る連絡調整を行うため、道路や公園の管理者等歴史的風致維持向上施設の整備事業等を実施すると見込まれる者、歴史的風致維持向上支援法人、都道府県、重要文化財建造

物等の所有者、学識経験者等をメンバーとする協議会を組織することができる。

協議会は、必要があると認められる場合には、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとされており、その協議結果については尊重義務が生じる。また協議会が組織されている場合には、市町村は計画を作成及び変更するに当たって、法第5条第6項の規定により、あらかじめ、当該協議会の意見を聴かなければならないこととされている。計画の作成及び変更の際には、できるだけ多くの関係者の意見を的確に反映させるとともに、認定後の計画の円滑な実施が期待できることから、できる限り協議会を組織し、その意見を反映させることが望ましい。

2. 歴史的風致維持向上支援法人

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るためには、市町村のみならず、地域が一体となって取組を行うことが適当であり、住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、歴史的風致の維持及び向上に取り組む住民を支援するために必要な土地や建造物の取得、管理及び譲渡等の事業の実施を積極的に行う主体が必要である。

そのため、市町村に代わって、あるいは市町村とともに歴史的風致の維持及び向上に取り組む主体として、市町村長が歴史的風致の維持及び向上について専門的知識や実績等を有する公益法人又はNPO法人を、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人として指定することができるものである。

支援法人は、歴史的風致維持向上協議会への参画や、歴史的風致形成建造物の指定の提案、所有者との契約に基づく歴史的風致形成建造物及び認定歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項が記載された歴史的風致維持向上施設である建造物の管理ができることとされている。また、歴史的風致形成建造物の所有者においては、支援法人に対し必要な助言その他の援助を要請できることとされており、歴史的風致形成建造物の保全に対し大きな役割が期待されることから、歴史的建造物の保存や管理といった歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする公益法人等に対し、支援法人の指定の推進を図り、民間活力を活用した歴史的風致の維持及び向上を図ることが望ましい。

3. 歴史的風致維持向上地区計画

歴史的な建造物が残されている市街地では、歴史的風致が維持されていることにより、良好な市街地が形成されていることが多いため、第一種低層住居専用地域等の用途地域の指定により比較的厳しい用途の制限が行われている傾向にある。しかしながら、このような市街地の一部においては、歴史的な建造物が滅失し、歴史的風致が失われつつある。このため、このような地域においては、用途地域による用途の制限にかかわらず、地域の歴史的風致にふさわしい用途として歴史的な建造物を利活用することにより、その保全を促し、当該地域の歴史的風致の維持及び向上を図ることが、良好な市街地の形成につながるものと考えられる。

歴史的風致維持向上地区計画制度は、市町村が、歴史的風致の維持及び向上

と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが必要な土地の区域について、歴史的風致維持向上地区計画に、当該区域の土地利用に関する基本方針として地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品等の販売を主たる目的とする店舗や地域の伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店等の地域の歴史的風致にふさわしい建築物等の用途、規模等を定めることにより、用途地域による用途の制限にかかわらず、歴史的風致にふさわしい用途の建築物等の整備を可能とするものである。

もとより、地区計画等は、都市計画法に基づく地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画であることにかんがみ、市町村は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的なまちなみが形成されている地域を含む一定の広がりを持った土地の区域において、歴史的風致にふさわしい用途の建築物の整備を可能とするとともに、当該区域にふさわしい建築物を誘導するための壁面の位置の制限、建築物の高さの限度及び建築物の意匠の制限等や歩行者の回遊性を高めるための道路、通路等の施設の配置等を併せて定めるなど、歴史的風致維持向上地区計画を活用することが有効である。